

## ぬまたプレミアム付商品券取扱登録店募集要項

### 1 目 的

消費税率の引き上げに伴う消費支出の低迷に対する消費の拡大と売り上げの増大による地域経済の活性化を目的として、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付商品券を発行する。

### 2 商品券の内容

- (1) 名 称           ぬまたプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）
- (2) 発 行 元       沼田市
- (3) 発 行 団 体     ぬまたプレミアム付商品券発行協議会（沼田商工会議所、沼田市東部商工会）
- (4) 販 売 総 額     2 億 円
- (5) 発 行 総 額     2 億 6 千万円
- (6) プレミアム率   3 0 %
- (7) 販 売 額       1 0 , 0 0 0 円（1,000 円券、13 枚綴り、13,000 円分）  
内訳     ○大型店・一般商店併用券   6 枚（6,000 円分）  
          ○一般商店専用券           7 枚（7,000 円分）
- (8) 店 舗 区 分
  - ① 大 型 店       売場面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える小売店
  - ② 一 般 商 店     売場面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下の小売店とその他の業種
  - ※ 宿泊業、サービス業、飲食店および大型商業施設内にある 1,000 m<sup>2</sup>以下のテナントは一般商店へ分類する。
- (9) 利 用 期 間     平成 2 7 年 6 月 1 5 日（月）～1 2 月 1 4 日（月）
- (10) 販 売 場 所    沼田商工会議所・沼田市東部商工会
- (11) 販 売 方 法
  - ① 往復はがき等による先行予約制とする。
  - ② 先行予約受付期間は平成 2 7 年 5 月 7 日（木）～5 月 2 7 日（水）とする。ただし、最終日は消印有効とする。
  - ③ 申し込み多数の場合は抽選とする。
  - ④ 販売期間は平成 2 7 年 6 月 1 5 日（月）から 6 月 2 9 日（月）までの午前 9 時～午後 4 時とする。（土・日曜日を含む）
- (12) 購 入 限 度     1 人 3 冊（30,000 円）
- (13) 購入できる者   沼田市民（5 月 1 日現在）
- (14) 換 金 場 所     以下の換金場所に指定された金融機関（順不同）
  - 群馬銀行（沼田支店、沼田駅前支店）
  - 東和銀行（沼田支店、沼田支店上原出張所）
  - 利根郡信用金庫（本店営業部、追貝支店、北支店、西支店、白沢支店、中町支店）
  - 北群馬信用金庫沼田支店
  - あかぎ信用組合沼田支店
  - ぐんまみらい信用組合沼田支店

### 3 商品券取り扱いに関する基本事項

#### (1) 商品券取り扱い上の注意

- ① 商品券は、物品の販売またはサービスの提供などの取り引きにおいて利用可能とする。
- ② 商品券を現金化することはできない。
- ③ 商品券の額面に利用額が満たない場合でも、つり銭は出さない。また、不足分は現金等で支払うこと。
- ④ 利用期間を過ぎた商品券は使用できない。
- ⑤ 商品券および関係書類を偽造、模造および加工してはならない。
- ⑥ 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元及び発行団体（以下「発行者」という。）は、その責を負わない。

#### (2) 商品券で利用できないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、電気、ガス水道料金等）
- ② 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品等の購入
- ⑤ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑥ 現金との交換
- ⑦ 医療費、薬など保険適用されるもの
- ⑧ 商品券の交換または売買
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

### 4 取扱登録店に関する事項

#### (1) 登録資格

沼田市内に店舗、事業所等を有する事業者で、沼田市内の店舗等に関り商品券を使用できるものとする。ただし、次の①から③に該当する事業者を除く。

- ① 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ② 上記「3(2) 商品券で利用できないもの」に記載の取り引き、商品のみを取り扱う事業者
- ③ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等である事業者やその暴力団等と取り引き等のある事業者

#### (2) 取扱登録店の責務等

- ① 取扱登録店（以下、「取扱店」という。）は、取扱店であることが明確になるよう、ポスター、ステッカー等を利用者がわかりやすい場所に掲示する。
- ② 取扱店は、利用者が使用する商品券が、本物であることを確認する。偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに発行団体へ報告する。

- ③ 商品券を受け取ったときは、他店で再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名等を記入することとし、既に取扱店名の記入があるときは、受け取りを拒否する。
  - ④ 商品券は、「大型店・一般商店併用券」と「一般商店専用券」があり、大型店では、「一般商店専用券」は利用できない。
  - ⑤ 利用者から受け取った商品券の紛失・盗難、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責務とする。
  - ⑥ 商品券の利用を見込んで、通常より高い価格を設定してはならない。
- (3) 取扱店申請の手続きについて

- ① この要項に同意のうえ、「ぬまたプレミアム付商品券取扱登録店登録申請書」に必要事項を記入し、沼田商工会議所、沼田市東部商工会または沼田市産業振興課へ郵送または直接提出する。
- ② 申請期間は、平成27年5月29日(金)までの業務時間内とする。ただし、その後も随時受け付けることができる。
- ③ 取扱店として承認された場合は、発行団体が、後日「取扱登録店登録証」およびポスター等必要物品を送付する。
- ④ 取扱店申請については、沼田市内に複数の店舗があっても、各店舗ごとに申請する。
- ⑤ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできない。

(4) 換金方法

- ① 取扱店が、換金場所に指定された金融機関（以下、「換金取扱金融機関」という。）に「取扱登録店証」と「使用済商品券」を提出して換金する。ただし、換金取扱金融機関に取扱店の口座が必要となる。
- ② 換金期間は平成27年6月16日(火)から平成27年12月18日(金)までの換金取扱金融機関の営業時間内とする。
- ③ 大型店は「大型店・一般商店併用券」のみ、一般商店は「一般商店専用券」と「大型店・一般商店併用券」の換金ができる。

5 取扱店の取り消し等

この要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により発行者等に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがある。

6 その他留意事項

- (1) 申請者は、不明な点等があるときは沼田商工会議所、沼田市東部商工会または沼田市産業振興課商工振興係に問い合わせる。
- (2) 発行者は、取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)を「商品券の使えるお店一覧表」として、沼田商工会議所、沼田市東部商工会、沼田市ホームページおよびリーフレット等により広報する。

【申し込み・問い合わせ先】

① 〒378-0042  
沼田市西倉内町669-1  
沼田商工会議所  
☎ 23-1137

② 〒378-0121  
沼田市白沢町高平153-1  
沼田市東部商工会  
☎ 53-2978

③ 〒378-8501  
沼田市西倉内町780  
沼田市役所産業振興課  
☎ 23-2111